



達契約のうち最初の契約以外の契約に係る入札の公告の場合」という。)に、「10日前」を「24日前」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、急を要する場合にあっては、その入札期日の前日から起算して10日前までとすることができる。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項本文の規定にかかわらず、同項本文に規定する公告の期限は、次に掲げる要件のうち、いずれかの要件に該当する場合にあっては35日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る入札の公告の場合にあっては、19日前）まで、いずれか2つの要件に該当する場合にあっては30日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る入札の公告の場合にあっては、14日前）まで、全ての要件に該当する場合にあっては25日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る入札の公告の場合にあっては、10日前）までとすることができる。

(1) 特定調達契約に係る一般競争入札の公告を富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織（以下この項及び第10条第6号において単に「電子情報処理組織」という。）を使用して行うこと。

(2) 入札説明書の全体を特定調達契約に係る一般競争入札の公告の日から電子情報処理組織を使用して交付を受けることができるようにすること。

(3) 入札書を電子情報処理組織を使用して受領すること。

第6条第3項を次のように改める。

3 前条の規定は、特定調達契約に係る会計規則第97条第2項の規定による通知について準用する。この場合において、前条中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「公告」とあるのは「通知」と、「県報により、しなければ」とあるのは「しなければ」と読み替えるものとする。

第6条第4項を削る。

第10条第6号中「富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項に規定する」を削る。

## 附 則

（施行期日）



	富山市八尾町栃折字南谷 358番から		A	最大 38.0 最小 3.4	2,560.2	
	富山市八尾町栃折字岡野 幅1988番1まで		F	最大 38.0 最小 9.7	2,286.6	
	富山市八尾町栃折字島崎 347番2から	変更後	B C D E	最大 64.3 最小 15.4	1,466.0	
	富山市八尾町栃折字新田 1480番経由					
	富山市八尾町栃折字楼坂 2197番1経由					
	富山市八尾町栃折字道正 垣2076番1経由					
	富山市八尾町栃折字下落 見1779番1まで					
国道 472号	富山市八尾町栃折字横渡 3番4から 富山市八尾町栃折字下落 見1788番1まで	変更前	A	最大 48.5 最小 3.5	1,271.2	富山土木 センター
		変更後	A	最大 48.5 最小 3.5	1,271.2	
			B	最大 48.5 最小 9.7	967.3	
県道 掛畑井田新線	富山市八尾町小長谷字水 沢2488番1から	変更前		最大 11.2 最小 10.0	166.6	富山土木 センター
	富山市八尾町小長谷字水 沢2488番1まで	変更後		最大 16.5 最小 14.0	166.6	
主要地方道 富山大沢野線	富山市西長江2丁目 222 番2から 富山市西長江2丁目 176 番3まで	変更前		最大 16.7 最小 16.6	13.2	富山土木 センター

		変更後	最大 21.6 最小 16.6	13.2	
県道 藤森岡線	小矢部市野寺 533番から 小矢部市野寺 117番2まで	変更前	最大 18.5 最小 7.5	390.6	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
		変更後	最大 34.5 最小 12.5	390.6	

**富山県告示第293号**

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において6月9日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年6月9日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 富山大沢野線	富山市西長江2丁目 222番2から 富山市西長江2丁目 176番3まで	令和3年6月9日	富山土木 センター

**富山県告示第294号**

知事管理漁獲可能量の変更について

以下の特定水産資源に関する令和3管理年度の知事管理漁獲可能量を令和3年5月26日付けで以下のとおり変更したので、漁業法第16条第5項において準用する第

4項の規定により公表する。

令和3年6月9日

富山県知事 新 田 八 朗

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における知事管理漁獲可能量は、次のとおり変更する。

第1 くろまぐろ小型魚

1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

111.1トン

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	68.86トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	29.64トン
富山県とやま市漁業協同組合（定置漁業）	4.51トン
富山県魚津漁業協同組合（定置漁業）	4.13トン
富山県その他漁業協同組合（定置漁業）	1.36トン
富山県その他漁業	2.60トン

第2 くろまぐろ大型魚

1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

16.0トン

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	10.27トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	2.61トン
富山県その他漁業協同組合	3.12トン



令和3年6月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

警察中継無線機更新業務 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和4年2月28日まで

(4) 実施場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 富山県の指名競争入札において指名停止を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部地域部地域企画課庶務係

電話076-441-2211



## (2) 入札説明書と仕様書の交付方法

令和3年6月9日から同年7月2日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

## (3) 入札書の提出期限

令和3年7月14日 午前11時

## (4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

## 4 開札の日時、場所等

(1) 開札の日時 令和3年7月14日 午前11時

(2) 開札の場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部 204会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を3(1)の機関に届け出るものとする。

## 5 入札保証金に関する事項

免除とする。

## 6 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 7 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、警察無線機更新業務に要する一切の費用を含んだ金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の

100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 9 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

## 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和3年6月9日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達物品等の名称及び数量  
伏木富山港富山地区クレーン（クローラクレーン 80t クラス ハイポスト機）  
1台
- (2) 調達物品等の規格、機能、性能等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限

令和5年3月10日(金)

(4) 納入場所

伏木富山港富山地区 岸壁（富山県富山市海岸通地内）

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を応札仕様書等の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

令和3年6月9日から同年7月9日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8

時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和3年6月18日(金) 午前11時00分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 応札仕様書等の提出期限

令和3年7月16日(金) 午後5時15分

(5) 郵便による入札書の受領期限

令和3年7月29日(木) 午後5時15分(郵便による場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。)

5 入札・開札の日時、場所等

(1) 開札日時 令和3年7月30日(金) 午前11時00分

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)

とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約の締結に当たっては、落札者が決定した後仮契約を締結し、富山県議会において議決を得たときには、契約保証金の納付又は免除と同時に仮契約の内容を内容とする本契約を締結するものとする。
- (3) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (4) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (5) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (6) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

## 11 Outline

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Crane for the Port of Fushiki-Toyama (Toyama region)

(Crawler Crane, 80 ton, high post type)

Quantity: 1

(2) Time limit of tender: 11:00 a.m. 30 July 2021

(3) Contact point for notification:

General Affairs, Accounting and Property Management Division

Treasury Bureau

Toyama Prefectural Government

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8501 Japan

Telephone: 076-444-3423, 3424

### 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月9日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市棚田 105番 1			射水市棚田 106番地	才藤 康朗 才藤 理恵

### 随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

---

令和3年6月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

電子カルテ等病院情報システム保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通 J a p a n 株式会社 東京都港区東新橋一丁目5番2号

5 随意契約に係る契約金額

56,852,400円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

### 随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和3年6月9日

富山県知事 新 田 八 朗

---

## 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

電子カルテ等病院情報システム運用保守業務 一式

## 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目 2 番78号

## 3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社インテック 富山市牛島新町 5 番 5 号

## 5 随意契約に係る契約金額

37,422,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため